

審査基準整理票

処分名	空家等管理活用支援法人の指定		
根拠法令及び条項	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項		
標準処理期間	30日	法定処理期間	日
所管部署	都市整備部住宅課		
審査基準	<p>1 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第24条各号に掲げる業務（以下「24条業務」という。）について、本市が実施することが困難であると認められること。</p> <p>2 公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会、公益社団法人滋賀県建築士会、滋賀県土地家屋調査士会、滋賀弁護士会、滋賀県司法書士会、八日市商工会議所及び東近江市商工会と本市が締結した空家等対策に関する協定に基づき設立された法人又は実施しようとする24条業務についてこれと同等の業務遂行能力があると認められる法人であること。</p> <p>3 申請の内容が法第7条第1項の空家等対策計画に適合するものであること。</p> <p>4 実施しようとする24条業務を適正かつ確実に遂行するために必要な組織体制及び人員体制を有し、かつ、健全な財務状況にあると認められること。</p> <p>5 本市内に主たる事務所又は本店を有すること。</p> <p>6 東近江市暴力団排除条例（平成23年東近江市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団に該当せず、かつ、これと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。</p> <p>7 市税を滞納していないこと。</p>		
備考	指定の期限は、指定を決定した時点で有効な法第7条第1項の計画の期限までとする。		